

平成19年3月定例会

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会会議録

平成19年3月26日 開会

平成19年3月26日 閉会

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会

平成19年3月甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合定例会会議録

招 集 告 示	1
3月26日	
議事日程	2
本日の会議に付した案件	2
出欠席議員氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開会	5
仮議席の指定	5
議長選挙	5
日程追加	6
議席の指定	6
会議録署名議員の氏名	7
会期の決定	7
副議長選挙	8
副議長のあいさつ	8
議員提出議案の上程	8
（発議第1号～発議第3号）	
提案理由の説明・質疑・討論・採決	9
管理者提出議案の上程	9
（議案第1号～議案第22号）	
議案の朗読	9
提案理由の説明	9
議案に対する質疑・討論・採決	11
追加提案・議案の朗読・提案理由の説明・質疑・討論・採決	13
（議案第23号～議案第27号）	
閉会	16

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合告示第5号

平成19年3月甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成19年3月19日

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合
管理者 宮 島 雅 展

- 1 期日 平成19年3月26日(月)
- 2 場所 笛吹市役所境川支所議場

議事日程（第1号）その1

- 第1 開会
- 第2 仮議席の指定
- 第3 議長選挙

議事日程（第1号の追加）その2

- 第4 議席の指定
- 第5 会議録署名議員の指名
- 第6 会期の決定
- 第7 副議長選挙
- 第8 議員提出議案の上程

発議第1号 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会
会議規則の制定について

発議第2号 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会
委員会条例の制定について

発議第3号 管理者の専決事項の指定について

第9 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第10 管理者提出議案の上程

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

（甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合公告式条例）

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

（甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合の休日を定める条例）

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて

（甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会の定例会の回数を定める条例）

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて

（甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合事務局設置条例）

議案第5号 専決処分の承認を求めることについて

（甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合監査委員条例）

議案第6号 専決処分の承認を求めることについて

（甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合公平委員会設置条例）

議案第7号 専決処分の承認を求めることについて

（甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合職員定数条例）

議案第8号 専決処分の承認を求めることについて

（職員の分限に関する手続及び効果に関する条例）

- 議案第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例)
- 議案第 10 号 専決処分の承認を求めることについて
(職務に専念する義務の特例に関する条例)
- 議案第 11 号 専決処分の承認を求めることについて
(甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例)
- 議案第 12 号 専決処分の承認を求めることについて
(管理者等の報酬等に関する条例)
- 議案第 13 号 専決処分の承認を求めることについて
(職員等の旅費に関する条例)
- 議案第 14 号 専決処分の承認を求めることについて
(甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合財政状況の作成及び公表に関する条例)
- 議案第 15 号 専決処分の承認を求めることについて
(甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合の公金の収納又は支払事務を取扱う金融機関の指定)
- 議案第 16 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 18 年度甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合一般会計予算)
- 議案第 17 号 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第 18 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第 19 号 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例の制定について
- 議案第 20 号 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定について
- 議案第 21 号 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 議案第 22 号 平成 19 年度甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合一般会計予算について
- 第 1 1 議案の朗読
- 第 1 2 提案理由の説明
- 第 1 3 議案に対する質疑・討論・採決
- 第 1 4 追加提案・議案の朗読・提案理由の説明・質疑・討論・採決
- 議案第 23 号 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 24 号 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 25 号 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第26号 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第27号 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第15 閉会

出席議員

1番	田中良彦議員	9番	中山善雄議員
2番	荻原隆宏議員	10番	石原剛議員
3番	野中一二議員	11番	森沢幸夫議員
4番	山田厚議員	12番	上田英文議員
5番	龍澤敦議員	13番	風間好美議員
6番	中川稔夫議員	14番	中村善次議員
7番	中村勝彦議員	15番	小野鈴枝議員
8番	丸山国一議員	16番	仲澤正巳議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

管理者	宮島雅展
副管理者	荻原正直
副管理者	中村照人
副管理者	田辺篤
事務局長	幡野治通
総務課長	河西潔

職務のため出席した事務局職員の氏名

事務局職員	宮澤一男
事務局職員	中込好和
事務局職員	立川隆次
書記	雨宮和博
書記	芦沢尊彦

事務局（幡野治通君） 皆様、ご苦労様です。

事務局より申し上げます。本定例会は、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合の最初の議会であり、

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員のうちで、上田英文議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

上田英文議員、議長席へお願いをいたします。

(12番 上田英文君 議長席へ着席)

○臨時議長(上田英文君) ただいまご紹介をいただきました、上田英文でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

開会に先立ちお互いにあいさつをいたしたいと思います。全員ご起立をお願いします。

(全員起立)

ご苦労様です。ご着席願います。

(全員着席)

日程1 開会〔開会午後2時15分〕

臨時議長(上田英文君) ただいまの出席議員16人、議会は成立いたします。

ただいまから、平成19年3月甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。

議事の進行につきましては、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会会議規則を初めとする関係例規が制定されておりません。よって、今議会に発議第1号で提案される甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会会議規則(案)により進行いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(上田英文君) ご異議なしと認めます。

よって、これより議事の進行につきましては、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会会議規則(案)により進めさせていただきます。

日程2 仮議席の指定

臨時議長(上田英文君) 日程により、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程3 議長選挙

臨時議長(上田英文君) 日程により、これより議長の選挙を行います。

選挙の方法についてはいかがいたしますか。

(「指名推薦」と呼ぶ者あり)

臨時議長(上田英文君) 選挙の方法につきましては、ただいま指名推薦によりたい旨の発言がございましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(上田英文君) ご異議なしと認めます。

よって地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(上田英文君) ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決しました。

議長に 私 上田英文を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長において指名いたしました、上田英文を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(上田英文君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、上田英文が議長に当選いたしました。

議長(上田英文君) 本席から改めて当選のごあいさつを申し上げます。

皆様の異議なしという一同の声でございまして、栄えある当組合の議長に就任させていただきます。今後ともご指導ご鞭撻のほどお願いを申し上げます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後2時24分

再開 午後2時26分

議長(上田英文君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程追加

議長(上田英文君) 議事日程についてお諮りいたします。

お手元に配付をいたしました追加議事日程のとおり、本日の日程に追加し議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上田英文君) ご異議なしと認めます。

よって、議事日程を追加することに決定いたしました。

日程4 議席の指定

議長(上田英文君) 日程により、議席の指定を行います。

議席は、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議員諸君の氏名と議席番号を事務局に朗読いたさせます。

総務課長（河西潔君）

- 1 番 田中良彦議員
- 2 番 荻原隆宏議員
- 3 番 野中一二議員
- 4 番 山田厚 議員
- 5 番 龍澤 敦 議員
- 6 番 中川稔夫議員
- 7 番 中村勝彦議員
- 8 番 丸山国一議員
- 9 番 中山善雄議員
- 10 番 石原剛 議員
- 11 番 森沢幸夫議員
- 12 番 上田英文議員
- 13 番 風間好美議員
- 14 番 中村善次議員
- 15 番 小野鈴枝議員
- 16 番 仲澤正巳議員

議長（上田英文 君） ただいま朗読したとおり、議席を指定いたしました。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 2 9 分

再開 午後 2 時 3 1 分

議長（上田英文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程 5 会議録署名議員の指名

議長（上田英文君） 日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会会議規則第 80 条の規定により、議長において指名いたします。

第 1 番 田中良彦 君

第 16 番 仲澤正巳 君を指名いたします。

日程 6 会期の決定

議長（上田英文君） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、お手元に配付いたしております会期日程のように、本日の 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上田英文君) ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日の1日間と決定いたしました。

日程7 副議長選挙

議長(上田英文君) 日程により、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上田英文君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上田英文君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に、龍澤敦君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました、龍澤敦君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上田英文君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、龍澤敦君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました、龍澤敦君が議場におられますので、本席から甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

副議長に当選されました 龍澤敦君にごあいさつをお願いいたします。

副議長龍澤敦君。

副議長(龍澤敦君)

ただいま、議長よりご指名をいただきました、笛吹市議会の龍澤でございます。身に余る光栄と同時に、身が引き締まる思いで一杯でございます。これからは、議長の補佐として、誠心誠意務めてまいる所存でございますので、よろしくお願いいたします。

日程8 議員提出議案の上程

議長(上田英文君) 日程により、発議案の上程を行います。

本日、田中良彦君外15名から、発議第1号甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会会議規則の制定について、発議第2号甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会委員会条例の制定について、発議第3号管理者の専決事項の指定についての3件が提出されました。

これを一括議題といたします。

日程 9 提案理由の説明・質疑・討論・採決

議長（上田英文君） ただいま議題となっております、発議第 1 号から第 3 号までは議員全員の提出議案でありますので、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上田英文君） ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。発議第 1 号から第 3 号までの 3 件について、一括採決いたします。

発議第 1 号甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会会議規則の制定について、発議第 2 号甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会委員会条例の制定について、発議第 3 号管理者の専決事項の指定についての 3 件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上田英文君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第 1 号から第 3 号までの 3 件は、原案のとおり可決されました。

日程 10 管理者提出議案の上程

議長（上田英文君） 日程により、これより議案の上程を行います。

管理者から送付された議案は、議案第 1 号から第 22 号までの 22 件であります。これを一括議題といたします。

日程 11 議案の朗読

議長（上田英文君） 事務局に議案を朗読いたさせます。

この際申し上げます。議案の朗読は、議案番号、件名のみとし、内容については朗読を省略します。

総務課長（河西潔君）

（議案朗読）

議長（上田英文君） 朗読は終わりました。

日程 12 提案理由の説明

議長（上田英文君） 管理者に提案理由の説明を求めます。

管理者 宮島雅展君

管理者（宮島雅展君） ただいま議題となりました、議案第 1 号から議案第 22 号まで、22 件を一括し、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第 1 号につきましては、本組合の設置に伴い、地方自治法第 16 条の規定に基づき、組合の公告式に関する条例を制定する必要が生じましたが、議会が成立していなかったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、去る 2 月 1 日に専決処分をいたしましたものでございます。

議案第 2 号につきましては、同組合の設置に伴い、地方自治法第 4 条の 2 の規定に基づき、休

日を定める条例を制定する必要が生じたため、専決処分をいたしたものでございます。

議案第3号につきましては、同組合の設置に伴い、地方自治法第102条第2項の規定に基づき、定例会の回数を定める条例を制定する必要が生じたため、専決処分をいたしたものでございます。

議案第4号につきましては、同組合の設置に伴い、地方自治法第158条第1項の規定に基づき、事務局設置条例を制定する必要が生じたため、専決処分をいたしたものでございます。

議案第5号につきましては、同組合の設置に伴い、地方自治法第202条の規定に基づき、監査委員について必要な事項を定める条例を制定する必要が生じたため、専決処分をいたしたものでございます。

議案第6号につきましては、同組合の設置に伴い、地方公務員法第7条第3項の規定に基づき、公平委員会について必要な事項を定める条例を制定する必要が生じたため、専決処分をいたしたものでございます。

議案第7号につきましては、同組合の設置に伴い、地方自治法第172条第3項の規定に基づき、職員定数条例を制定する必要が生じたため、専決処分をいたしたものでございます。

議案第8号につきましては、同組合の設置に伴い、地方公務員法第28条第3項の規定に基づき、職員の分限に関し、必要な事項を定める条例を制定する必要が生じたため、専決処分をいたしたものでございます。

議案第9号につきましては、同組合の設置に伴い、地方公務員法第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例を制定する必要が生じたため、専決処分をいたしたものでございます。

議案第10号につきましては、同組合の設置に伴い、地方公務員法第35条の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例を制定する必要が生じたため、専決処分をいたしたものでございます。

議案第11号につきましては、同組合の設置に伴い、地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休暇等に関する条例を制定する必要が生じたため、専決処分をいたしたものでございます。

議案第12号につきましては、同組合の設置に伴い、地方自治法第204条第3項の規定に基づき、管理者等の報酬等に関する条例を制定する必要が生じたため、専決処分をいたしたものでございます。

議案第13号につきましては、同組合の設置に伴い、地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、職員等の旅費に関する条例を制定する必要が生じたため、専決処分をいたしたものでございます。

議案第14号につきましては、同組合の設置に伴い、地方自治法第243条の3第1項の規定に基づき、財政状況の公表について必要な事項を定める条例を制定する必要が生じたため、専決処分をいたしたものでございます。

議案第15号につきましては、同組合の設置に伴い、地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定に基づき、組合の公金の収納又は支払の事務を取り扱う金融機関を定める必要が生じたため、専決処分したものでございます。

議案第16号につきましては、同組合の設置に伴い、平成18年度甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合一般会計予算を定める必要が生じたため、専決処分したものでございます。

以上、16件につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案第17号甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例につきましては、本組合の設置に伴い、地方自治法第203条第5項の規定に基づき、本組合議員の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第18号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例につきましては、本組合の設置に伴い、地方自治法第203条第5項の規定に基づき、本組合監査委員及び公平委員会委員の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第19号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び第8号の規定に基づき、議決に付すべき契約及び財産の取得または処分について、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第20号財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例につきましては、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、財産の交換、譲与、無償貸付等について、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第21号甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例につきましては、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、本組合が長期継続契約を締結することができる契約について、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第22号平成19年度甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合一般会計予算につきましては、組合を構成いたしております甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市の4市で協議し、調整したものでございます。

19年度予算につきましては、施設建設に向けた調査費用、また、組合事務局を建設候補地に近い、笛吹市役所境川支所内に置くことに伴う諸費用、及び人件費等経常的経費の必要見込み額を措置したものでございます。この結果、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億90,17万7,000円となりました。

何卒よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（上田英文君） 提案理由の説明は終わりました。

日程13 議案に対する質疑・討論・採決

議長（上田英文君） 日程により、これより議案に対する質疑に入ります。

議案に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上田英文君） なしと認め、以上をもって議案に対する質疑を終結いたします。

これより議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上田英文君） 討論なしと認めます。

議長（上田英文君） 議案第1号から議案第16号までの16件について一括採決いたします。

議案第1号専決処分の承認を求めることについて（甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合公告式条例） 議案第2号専決処分の承認を求めることについて（甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合の休日を定める条例） 議案第3号専決処分の承認を求めることについて（甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会の定例会の回数を定める条例） 議案第4号専決処分の承認を求めることについて（甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合事務局設置条例） 議案第5号専決処分の承認を求めることについて（甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合監査委員条例） 議案第6号専決処分の承認を求めることについて（甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合公平委員会設置条例） 議案第7号専決処分の承認を求めることについて（甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合職員定数条例） 議案第8号専決処分の承認を求めることについて（職員の分限に関する手続及び効果に関する条例） 議案第9号専決処分の承認を求めることについて（職員の懲戒の手続及び効果に関する条例） 議案第10号専決処分の承認を求めることについて（職務に専念する義務の特例に関する条例） 議案第11号専決処分の承認を求めることについて（甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例） 議案第12号専決処分の承認を求めることについて（管理者等の報酬等に関する条例） 議案第13号専決処分の承認を求めることについて（職員等の旅費に関する条例） 議案第14号専決処分の承認を求めることについて（甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合財政状況の作成及び公表に関する条例） 議案第15号専決処分の承認を求めることについて（甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合の公金の収納又は支払事務を取扱う金融機関の指定） 議案第16号専決処分の承認を求めることについて（平成18年度甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合一般会計予算）についての16件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上田英文君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第16号までの16件については原案のとおり承認されました。

議案第17号から議案第21号までの5件について一括採決いたします。

議案第17号議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第18号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第19号甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例の制定について、議案第20号甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定について、議案第21号甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についての5件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上田英文君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号から議案第21号までの5件については原案のとおり可決されました。

議案第22号平成19年度甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合一般会計予算について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上田英文君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程14 追加提案・議案の朗読・提案理由の説明・質疑・討論・採択

議長（上田英文君） 日程により、追加提案をおこないます。

本日管理者から送付されました議案第23号から議案第27号までの人事案件5件であります。議案を配布の上、順次議題といたします。

議案を配布いたさせます。

（議案配布）

議案の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上田英文君）

配布漏れなしと認めます。

議長（上田英文君）

初めに、議案第23号から議案第24号までの2件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、仲澤正巳君の暫時除斥を求めます。

（16番 仲澤正巳君退席）

事務局に議案を朗読いたさせます。

総務課長（河西潔君）

（議案の朗読）

議長（上田英文君） 朗読は終わりました。

管理者に提案理由の説明を求めます。

管理者 宮島雅展君。

管理者（宮島雅展君）

議案第23号甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合監査委員の選任につきまして、本組合の設置に伴い、豊富な知識と経験を持たれ、また、行政運営等に関し、優れた識見を有する、武藤卓夫氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項及び甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合規約第12条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

武藤氏であります。住所は、甲州市塩山上於曾1397番地2、昭和10年12月21日生れ、満71歳であります。公職歴は、甲州市代表監査委員に就いておられます。

同じく、監査委員の選任でございますが、議案第24号甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合監査委員の選任につきまして、本組合の設置に伴い、組合議員のうちから仲澤正巳氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項及び甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合規約第12条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

仲澤氏であります。住所は、山梨市大野797番地、昭和8年11月30日生れ、満73歳であります。公職歴は、山梨市議会議長に就いておられます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（上田英文君） 提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第23号から議案第24号までの2件につきましては、質疑及び討論を省略し、直ちに採択いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上田英文君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号から議案第24号までの2件につきましては、質疑及び討論を省略し直ちに採択いたします。

議案第23号甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、議案第24号甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上田英文君)

ご異議なしと認めます。よって、議案第23号及び議案第24号の2件は原案のとおり同意することに決しました。

仲澤正巳君の除斥を解きます。

(16番 仲澤正巳君復席)

ここで時間をいただきまして、選任に同意しました監査委員から就任のあいさつの申し出がありますので、この際お願いします。

最初に武藤卓夫監査委員。

監査委員(武藤卓夫君) 会議中の貴重な時間をいただきまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思っております。この度、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合の監査委員に選任をいただきました、甲州市の武藤卓夫でございます。微力ではございますがその職務の重要性を認識し、誠心誠意務めてまいりたいと存じます。議員皆様の温かいご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますけれども、就任のごあいさつとさせていただきます。

議長(上田英文君) 次に、仲澤正巳監査委員。

監査委員(中沢正巳君) ただいま、議員の皆様のご信任をいただきまして、議員選出の監査委員に就任することになりました。もとより浅学非才の身ではございますが、目下のごみ処理関係の重要な業務を認識して一生懸命監査をいたしたいと思っております。よろしくようお願い申し上げます。

議長(上田英文君) 以上で監査委員のあいさつを終わります。

次に、議案第25号から議案第27号までの3件を議題といたします。

事務局に議案の朗読いたさせます。

総務課長(河西潔君)

(議案の朗読)

議長(上田英文君)

朗読は終わりました。

管理者に提案理由の説明を求めます。

管理者 宮島雅展君。

管理者(宮島雅展君) 議案第25号甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合公平委員会委員の選

任につきまして、本組合の設置に伴い、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する、神宮司勉氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

神宮司氏でございますが、住所は、笛吹市石和町松本328番地、昭和4年3月28日生れ、満77歳であります。公職歴は、笛吹市公平委員会委員に就いておられます。

同じく、議案第26号 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合公平委員会委員の選任につきまして、本組合の設置に伴い、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する、新田格浄氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

新田氏でございますが、住所は、山梨市下栗原1368番地、昭和12年11月10日生れ、満69歳であります。公職歴は、元山梨市収入役に就いておられました。

同じく、議案第27号 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合公平委員会委員の選任につきまして、本組合の設置に伴い、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する、赤松弘和氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

赤松氏でございますが、住所は、甲州市塩山下塩後323番地、昭和17年5月28日生れ、満64歳であります。公職歴は、甲州市公平委員会委員に就いておられます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（上田英文君） 提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第25号から議案第27号までの3件につきましては、質疑及び討論を省略し、直ちに採択いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上田英文君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号から議案第27号につきましては、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

議案第25号甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、議案第26号甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合公平委員会委員の選任について同意を求めることについて、議案第27号甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合公平委員会委員の選任について同意を求めることについての3件を同意することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上田英文君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号から議案第27号までの3件は原案に同意することに決しました。

ここで時間をいただきまして、選任に同意されました公平委員から就任のあいさつをしたい旨、申し出がありますので、この際お願いいたします。

最初に神宮司勉公平委員。

公平委員（神宮司勉君） ただいま、ご紹介いただきました、笛吹市の公平委員の神宮司でございます。

皆様のご指導によりまして任務を全うしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（上田英文君） 次に新田格浄公平委員。

公平委員（新田格浄君） ただいま、ご同意いただきました、山梨市の新田でございます。

もともと、浅学非才な私でございます。職務の重要性を十分認識いたしまして、議員の先生方、また関係多数の皆様方のご指導をお願い申し上げながら、職務を遂行してまいりたいと思います。

何卒、よろしくお願いいたします。

議長（上田英文君） 次に赤松弘和公平委員。

公平委員（赤松弘和君） ただいまご紹介いただきました、甲州市の公平委員を務めさせていただいております、赤松弘和でございます。何分はじめての経験でございますけれども、皆様方のご指導をいただきまして、職務を全うしたいと考えております。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（上田英文君） 以上で公平委員のあいさつを終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして平成19年3月甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会定例会を閉会いたします。

なお、この際、日程にはありませんが、副管理者も長い時間お待ちになっておりました。その場で結構ですから自己紹介かたがたごあいさついただきたいと思います。

副管理者（荻野正直君） どうも御苦労さまでございます。

笛吹市長の荻野でございます。よろしくお願いいたします。

副管理者（中村照人君） 御苦労さまでございます。

山梨市長の中村でございます。よろしくお願いいたします。

副管理者（田辺篤君） 御苦労さまでございます。

甲州市長の田辺でございます。よろしくお願いいたします。

議長（上田英文君）

長時間、慎重にご審議いただき、まことにありがとうございました。

一同で礼を交わして終わりたいと思います。

（全員起立）

どうもご苦労様でした。

〔閉会午後3時20分〕

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

臨時議長

議長

署名議員

署名議員